

資料提供	令和5年12月7日
担当課(室)	紀中県税事務所
担当者	宮前・山本
電話	0737-64-1259

個人情報の含まれる文書（自動車税納付書）の誤送付について

このたび、個人情報を含む文書を誤送付する事案を発生させていただきました。
このような事態が生じたことを深く反省し、ご迷惑をおかけしました関係者の皆様にお詫び申し上げるとともに、再発防止に努め、職員の個人情報の適切な取扱いを徹底してまいります。

○事案の概要

令和5年11月15日にA氏あて、納付書を送付していましたが、12月6日にA氏から連絡があり、誤って別人B氏の納付書を送付していたことが判明しました。

○原因

送付先を記載した送付文書と同封する納付書がA氏のものであるかどうかを確認せずに送付してしまったことによるものです。

○漏えい情報

住所、氏名、税目、車両の登録番号

○対応

令和5年12月6日A氏よりB氏の納付書を回収しました。

同日、B氏に経緯を説明し、誤って交付した納付書について、回収済みであること、今後このようなことのないよう十分注意することを説明し、謝罪しました。

○再発防止策

書類の送付については、送付先と内容物の確認を別の職員が再確認を行う等、細心の注意を、再度、徹底してまいります。

また、個人情報保護に関する職場研修を重ねて行い、個人情報の適切な取扱いを徹底します。